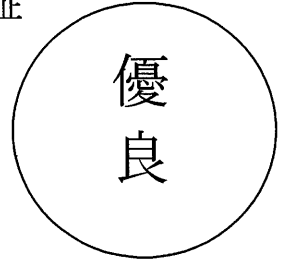




許可番号 08224058589号

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島市新栄町4番8号  
氏名 株式会社 荒川  
(法人にあっては名称 代表取締役 荒川 直文  
及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた  
者であることを証する。 ~~第14条の2第1項~~

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 8年1月5日  
許可の有効年月日 令和15年1月4日

1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、以上7種類  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 中間処理（固形燃料化）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、以上4種類  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 中間処理（分離）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、以上1種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 中間処理（切断）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、金属くず（廃タイヤに限る。）、  
以上2種類  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面につづく)

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合したと認められたことを示すものです。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設

- ① 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くずの破砕施設

【一次破砕機：(株)モリタ環境テック製 TN-300型プレシュレッダ】

【二次破砕機：(株)アーステクニカ製 TS-16/1600型シュレッダ】

設置場所：鹿児島市七ツ島一丁目2番4外

設置年月日：平成24年4月24日

処理能力：84t/日

許可年月日：平成23年11月24日

許可番号：廃指第115号

- ② 木くずの破砕施設

【近畿工業(株)製 再断式破砕機RRC-1862H型】

設置場所：鹿児島市七ツ島一丁目3番24

設置年月日：平成18年1月31日

処理能力：57.76t/日(16時間)

許可年月日：平成18年1月13日

許可番号：環総第1076号

- ③ 廃プラスチック類(廃タイヤに限る。)の破砕施設

【(株)サンケン・エンジニアリング製 SET-202HM-1250型】

設置場所：鹿児島市七ツ島一丁目2番18

設置年月日：平成20年4月8日

処理能力：3.7t/日

- ④ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くずの破砕施設

【一次破砕機：クボタ環境サービス(株)製 プレシュレッダ PS2-1870S】

【二次破砕機：クボタ環境サービス(株)製 シュレッダ KE-600S】

設置場所：鹿児島市七ツ島一丁目40番6

設置年月日：令和3年3月5日

処理能力：廃プラスチック類 31.4t/日(16時間)

ゴムくず 77.6t/日(16時間)

金属くず 126.6t/日(16時間)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

429.8t/日(16時間)

紙くず 53.3t/日(16時間)

木くず 172.3t/日(16時間)

繊維くず 35.8t/日(16時間)

許可年月日：令和2年2月27日

許可番号：廃指第325号

(2) 固形燃料化施設

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの固形燃料化施設

【(株)御池鐵工所製 MH-VI-300】

設置場所：鹿児島市七ツ島一丁目3番24

設置年月日：令和6年2月21日

処理能力：35t/日(14時間)

(3) 分離施設

廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）の分離施設

【(有)マシーン・システム製 SBN-75型(2基)、SBN-110型】

設置場所: 鹿児島市七ツ島一丁目2番18

設置年月日: 平成20年11月5日

処理能力: 3.7t/日

(4) 切断施設

廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、金属くず（廃タイヤに限る。）の切断施設

【広州市環緑機械設備(有)製 YQ-100ギロチン】

設置場所: 鹿児島市七ツ島一丁目2番18

設置年月日: 令和4年8月24日

処理能力: 4.8t/日

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年	2月10日	変更許可（中間処理（破碎）の取扱い品目（紙くず、木くず、繊維くず、以上3種類）及び中間処理（固形燃料化）の追加）
平成17年	11月16日	変更届（廃プラスチック類の破碎施設処理能力の変更）
平成18年	1月12日	更新許可
平成18年	2月20日	変更届（木くずの破碎施設の追加）
平成20年	4月8日	変更届（廃プラスチック類の破碎施設の追加）
平成20年	11月25日	変更届（廃プラスチック類の破碎施設に一次破碎機を追加）
平成20年	12月8日	変更許可（中間処理（分離）の追加）
平成21年	2月4日	変更届（代表取締役の変更）
平成22年	1月14日	更新許可
平成24年	5月16日	変更届（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設の入れ替え）
平成26年	3月7日	変更届（廃プラスチック類（廃タイヤに限る）の破碎施設のうち二次破碎機の廃止）
平成27年	10月9日	変更届（法人の商号の変更）
平成28年	1月27日	更新許可
令和3年	1月28日	更新許可
令和3年	3月5日	変更届（破碎施設④の追加）
令和4年	8月24日	変更許可（中間処理（切断）の追加）
令和6年	2月27日	変更届（固形燃料化施設の入替え）
令和7年	12月26日	更新許可
令和7年	12月26日	優良認定

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無し